

公益財団法人東京 YWCA 留学生支援及び留学生助成事業  
「留学生の母親」委員会運営規程

前文

「留学生の母親」運動（以下、「母親運動」という。）は、東京 YWCA 会員でつくる 1 つの運動体で、1961 年に、一人の母親（東京 YWCA 会員）と一人の留学生との交流からはじまった。60 年余りで 1300 人余りの会員が「母親運動」に参加している。「母親運動」は日本で学ぶ外国人留学生との交流を通して、留学生が日本で直面する構造的な問題や経済・社会情勢による困難な状況に気づき、会員が社会を変えることに奔走し、また、留学生を支えるための基金や奨学金などの特定資産の創設、談話室や相談室を開設してきた。こうした運動を統括し機能させてきたのが、「母親運動」の会員でつくる「留学生の母親」委員会だった。この規程は、これまで「手引き」として委員会で引き継がれてきた慣習をもとに規定している。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この規程は、平和と人権事業部が設置する「留学生の母親」委員会の事業運営を定めることを目的とする。

第 2 条（委員会）

平和と人権事業部は、公益目的事業 1 の 1 日本で学ぶ外国人留学生支援事業及び 1 の 2 留学生助成事業を行うために、当該事業部のもとに「留学生の母親」委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第 3 条（委員会の目的）

委員会は、公益目的事業 1 の 1 日本で学ぶ外国人留学生支援事業及び 1 の 2 留学生助成事業が円滑に行われるよう、事業を統括、管理運営することを目的とする。

第 4 条（委員会の構成）

委員会は、定款 48 条の会員個人であって、18 歳以上の者のうち、別に定める「母親運動」に登録している「母親運動」メンバー（以下、「メンバー」という。）から推薦された者の中から、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 委員会の構成人数は 10 人以上 18 人以内とする。
- (2) 定款第 48 条の会員個人であって定款第 47 条第 2 項の職員は、委員となることができない。
- (3) 他の類似の法人の職員は、委員会の 1 割を超えない範囲で委員となることができる。
- (4) 委員の任期は 1 年度とし、再任を可とする。但し、委員の任期は、最長 3 年度までとする。
- (5) 委員会は必要に応じて、陪席者を要請することができる。
- (6) 委員会は、3 分の 2 以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- (7) 決議は、出席委員の過半数を以て決する。

- 2 委員会の傍聴は、委員会開催の1週間前までに、担当職員に申し出るものとする。
- 3 委員会に担当職員を置く。

#### 第5条（委員長の選任）

委員会は、委員会の中から委員長1人を選任する。

- 2 委員長は、委員会の中から副委員長1人ないし2人を指名するものとする。
- 3 委員長に不測の事態が起きた場合は、副委員長が代行する。

#### 第6条（委員の担当）

委員会は、次の職務について、担当委員を決める。

- (1) 組み合わせ小委員会
- (2) 奨学金小委員会
- (3) 資金小委員会
- (4) 各地域の担当
- (5) 留学生談話室担当
- (6) その他必要なプログラム

- 2 その他必要に応じて担当を決める。

#### 第7条（委員会の開催と議事録）

委員会は委員長が招集し、事業計画・予算、中間評価、事業報告を行うほか、各担当委員から、2か月に1回以上、報告を受けるものとする。

- 2 委員長は必要があると認める時は、委員会の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって、委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果を各委員に報告しなければならない。
- 3 必要に応じて臨時委員会を開催することができる。
- 4 委員長に不測の事態が生じたときは、副委員長が招集し、副委員長に不測の事態が生じたときは、委員が招集することができる。
- 5 委員会は、毎回の議事録を作成する。

#### 第8条（委員会活動の公開）

委員会は毎年度事業計画と予算を、年度の終了時に事業報告と決算を作成し、法人のホームページで公開するものとする。

#### 第9条（連絡会）

委員会は、委員会の会議を円滑に進めるために、委員数名と担当職員による連絡会を置く。

- 2 連絡会は委員長が招集する。
- 3 連絡会は、委員会の開催に向けた議事の整理及びアジェンダの作成、資料を準備する。
- 4 連絡会は、委員会の方針に沿って、次期委員長、委員、小委員に関し、候補者リストを作成し委員会に提案する。

- 5 前項の次期委員長、委員、小委員の候補者リスト作成に係る規程は細則に定める。
- 6 連絡会は、委員会が開催されていない期間に委員会に代わって措置を講じることができる。但し、この措置は臨時のものであって、委員会に報告し承認を受けなければならない。

## 第2章 事業

### 第10条（事業の主体）

平和と人権事業部が実施する公益目的事業1の1日本で学ぶ外国人留学生支援事業及び1の2留学生助成事業は、メンバーの自主的かつ自発的な働きによって実施する。

2 委員会は、「母親運動」が運動体であることを念頭に、メンバーと共に「母親運動」の将来ビジョンを描きつつ、事業が日本で学ぶ外国人留学生に対し、時宜にかなった支援になるよう、リーダーシップを発揮する。

### 第11条（用語の定義）

この規程でいう「組み合わせ」とは、日本で学ぶ外国人留学生1人にメンバー1人を紹介し、家庭交流を行うことを言う。

2 組み合わせを行った外国人留学生を「組み合わせ留学生」と言う。

### 第12条（事業）

委員会は、次の事業が計画と予算に則り、円滑に運営されるよう、統括、管理する。

- (1) 組み合わせ
- (2) 留学生奨学金
- (3) 留学生資金
- (4) 母の会
- (5) 留学生談話室
- (6) 留学生相談室
- (7) 地域の会
- (8) 「母親運動」入会説明会
- (9) 『あゆみ』の発行
- (10) その他のプログラム
- (11) 留学生基金特定資産、留学生資金特定資産、留学生奨学金特定資産、「留学生の母親」運動会員サポート特定資産の管理

### 第13条（組み合わせ）

委員会は、日本で学ぶ留学生が、メンバーとの家庭交流を通して、日本の家庭の一員として迎えられ、無事留学の目的を達成することができるよう、組み合わせを行う組み合わせ小委員会を置く。

- 2 組み合わせ小委員会の運営は別に定める。
- 3 組み合わせ小委員会は、事業の進捗状況を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、組み合わせ小委員会の委員を理事会に推薦するものとする。

#### 第14条（留学生奨学金）

委員会は、留学生奨学金事業を実施するため、奨学金小委員会を置く。

2 奨学金小委員会の運営は別に定める。

3 奨学金小委員会は、事業の進捗状況を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、奨学金小委員会の委員を理事会に推薦するものとする。

#### 第15条（留学生資金）

委員会は、日本で学ぶ外国人留学生が経済的な困難に陥ったときに留学の目的が達成できるよう財政的にサポートするために留学生資金特定資産を、また、メンバーが組み合わせ留学生等から宿舎保証人を相談されたときや交流において不測の事態が生じた際に「留学生の母親」運動会員サポート特定資産を活用するため、資金小委員会を設置する。

2 資金小委員会の運営は別に定める。

3 資金小委員会は、事業の進捗状況を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、資金小委員会の委員を理事会に推薦するものとする。

#### 第16条（母の会）

委員会は、メンバーに対し、日本で学ぶ外国人留学生への理解を深めるための研修及び事業の報告や将来ビジョンに対する意見交換等を目的とした母の会を、年に1回以上開催する。

#### 第17条（留学生談話室）

委員会は、日本で学ぶ外国人留学生を対象に、日本語支援を行うために、留学生談話室を行う。

2 留学生談話室の運営は別に定める。

#### 第18条（留学生相談室）

委員会は、日本で学ぶ外国人留学生及び留学生を受け入れている学校・機関・支援する団体、個人を対象に、留学生の周辺環境を支援するため、留学生相談室を開く。

#### 第19条（地域の会）

委員会は、組み合わせ留学生とメンバーを支援するため、地域の会を持つ。

2 地域の会は、別表で定める。

3 地域の会は、メンバーであれば、だれでも所属することができる。

4 地域の会は、年間計画と予算を委員会に提出し、実施の報告をするものとする。

#### 第20条（「留学生の母親運動」への入会）

委員会は、メンバーを募集するため、「母親運動」入会説明会を開催する。

2 委員会は、新規メンバーを対象に、「母親運動」の理解を深めるためのオリエンテーションを開催する。

3 委員会は、新規メンバーを地域の会に紹介する。

#### 第21条（『あゆみ』の発行）

委員会は、「母親運動」の事業を記録し、報告と広報を目的とした冊子『あゆみ』を作成し発行する。

#### 第22条（その他プログラム）

委員会は、組み合わせ留学生や日本で学ぶ外国人留学生を対象に日本語発表会や卒業お祝い会、ホームステイ、ホームビジットなど、必要に応じて企画実施する。

2 委員会は、メンバーを対象に日本で学ぶ外国人留学生への理解を深めるための勉強会を必要に応じて実施する。

3 委員会は、メンバーから新規プログラムの提案があった場合、新規プログラムを実施したいメンバーから企画書の提出を受け、実施の可否を委員会で審議する。

#### 第23条（特定資産）

委員会は、次の特定資産を管理する。

- (1) 留学生基金特定資産
- (2) 留学生資金特定資産
- (3) 留学生奨学金特定資産
- (4) 「留学生の母親」運動会員サポート特定資産

2 前項の特定資産は、別に定める特定資産管理規程によらなければ取り崩すことはできない。

3 委員会は、1項の特定資産を取り崩す場合、理事会の承認を経なければならない。

#### 第24条（グループ）

委員会は、メンバーが自主的に日本で学ぶ外国人留学生についての理解を深めるための調査や、研究などを目的としたグループの発足を承認する。

2 委員会は、グループを発足させたいメンバー3人から発足の趣意書の提出を受けた場合、委員会で発足の可否を審議し、2か月以内に当該会員グループに結果を知らせることとする。

3 委員会は、新規グループが発足した場合は、メンバー全員に向けて告知を行う。

#### 第25条（ホームページの管理運営）

委員会は、事業の円滑な運営のために、「母親運動」ホームページを随時更新する。

#### 第26条（活動参加申込用紙）

委員会は、事業を円滑に運営するために、メンバー全員を対象に、事業に参加するボランティアを、活動参加申込用紙を配布して募集する。

2 活動参加申込用紙では、次のボランティアを募集する。

- (1) 留学生談話室の運営
- (2) 留学生相談室の運営

- (3) 『あゆみ』編集
- (4) ホームページ更新
- (5) その他プログラムの運営 等

3 活動参加申込み用紙は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 17 条（無償の役務の提供等に係る費用額）第 4 項の「役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠」となっていることに留意し、10 年間は保存することとする。

#### 第 27 条（慶弔）

委員会は、メンバーや組み合わせ留学生の訃報に接した際は、「母親運動」を代表して弔意を示す。

#### 第 28 条（包括的対応）

委員会は、事業においてメンバーから寄せられる意見や訴え、問題提起、あるいは日本で学ぶ外国人留学生から寄せられる意見や訴えに対し、真摯に受け止め、率先して対応しなければならない。

2 委員会は、前項により知りえた情報を委員会の外に漏らしてはならない。

3 委員会は、「母親運動」の事業の範疇に収まらない事業提案や問題提起等がメンバーから出された場合、女性のリーダーシップ委員会につなげる。

#### 第 29 条（寄付金募集）

委員会は、事業に要する寄付金等を募集することができる。

2 寄付金等に係る管理は別に定める。

#### 第 30 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、平和と人権事業部会の議を経て理事会が行う。

#### 第 31 条（移行措置）

2025 年 3 月に選任された委員の任期は、2026 年 3 月 31 日までとし、2025 年度の当該委員会の運営をするものとする。

#### 附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 19 条関係）

- 城南地域の会
- 世田谷地域の会
- 新宿地域の会
- 杉並・武蔵野地域の会
- 西武線沿線地域の会
- 横浜・湘南地域の会

さがみ野地域の会  
総武線沿線地域の会  
千代田線沿線地域の会